

居宅療養管理指導 重要事項説明書

(令和7年3月1日作成)

あなた（又はその家族）が利用しようと考えている（介護予防）居宅療養管理指導について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明します。わからないことがあれば、遠慮なく質問してください。この「重要事項説明書」は、（介護予防）居宅療養管理指導の提供契約締結に際して、ご注意くださいたいことを説明するものです。

目次

1. 事業者概要
2. 事業所概要
3. 事業の目的および運営方針
4. 事業所の従業員体制
5. 訪問エリアについて
6. 提供するサービス内容
7. 利用料
8. 苦情・相談受付窓口
9. その他

1. 事業者概要

名 称	医療法人 拓生会
所 在 地	奈良市三碓町2143-1
代 表 者	理事長 櫻井 立良
電 話 番 号	0742-51-8700
FAX 番 号	0742-51-8500

2. 事業所概要

名 称	医療法人 拓生会 奈良西部病院
所 在 地	奈良市三碓町2143-1
事業所番号	奈良県知事指定 2910110630号
代 表 者	理事長 櫻井 立良
電 話 番 号	0742-51-8700
FAX 番 号	0742-51-8500
営 業 日	月曜日～土曜日（祝日を除く）
営 業 時 間	9：00～17：00（土曜日のみ9：00～13：00）

3. 事業の目的および運営方針

目的と 運営方針	要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とします。
-------------	---

4. 事業所の従業員体制

医師	4名 (院内兼務)	医師は居宅を訪問し、医学的観点から居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供及び介護方法についての指導・助言、利用者家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行います。
----	------------------	---

※医師は曜日担当制をとっております。また業務の都合等により訪問医師が変更となる場合がございますのでご了承ください。

5. 訪問エリアについて

当院より16km以内の範囲とする。

6. 提供するサービス内容

情報提供の方法	介護サービス計画（ケアプラン）の策定等に必要な情報提供は、サービス担当者会議への参加により行います。サービス担当者会議への参加が困難な場合、または同会議が開催されない場合は、下記の「情報提供すべき事項」を原則として文書等の交付により、居宅介護支援事業者等へ情報提供を行います。
情報提供すべき事項	①基本情報（医療機関、住所、連絡先、医師名、利用者の氏名、生年月日、性別、住所、連絡先等） ②利用者の病状、経過等 ③介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等利用者の日常生活上の留意事項

7. 利用料

サービス費	区分	利用料 (/回)	利用者負担額 (1割負担の場合)
居宅療養管理指導費 (I)	単一建物居住者が 1人の場合	5,150円	515円
	単一建物居住者が 2～9人の場合	4,870円	487円
	単一建物居住者が 10人以上の場合	4,460円	446円
居宅療養管理指導費 (II)	単一建物居住者が 1人の場合	2,990円	299円
	単一建物居住者が 2～9人の場合	2,870円	287円
	単一建物居住者が 10人以上の場合	2,600円	260円

8. 苦情・相談受付窓口

当病院のサービスについて、相談・疑問・苦情などございましたら、下記窓口までご相談ください。

[事業所の窓口] 医療法人 拓生会 奈良西部病院	所在地 奈良県奈良市三碓町2143-1 受付時間 月～金 午前9時～午後5時 TEL 0742-51-8700 FAX 0742-51-8500
--------------------------------	--

[市区町村の窓口] 奈良市介護福祉課	所在地 奈良市二条大路一丁目一番一号 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 TEL 0742-34-5422 FAX 0742-35-9256
-----------------------	--

[公的団体の窓口] 奈良県国民健康保険 団体連合会	所在地 橿原市大久保町302-1 市町村会館内 受付時間 平日 午前9時～午後5時 TEL 0120-21-6899 または 0744-21-6811
---------------------------------	---

9. その他

事故発生時の対応について

利用者に対するサービスの提供にあたって自己が発生した場合、すみやかに家族及び市町村・関連事業所に連絡して必要な措置を講じます。事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者にならばした場合には、その損害を賠償します。